

電子保証の導入について

古殿町では、契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、令和6年7月から電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

なお、電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

1. 電子保証の対象となる契約

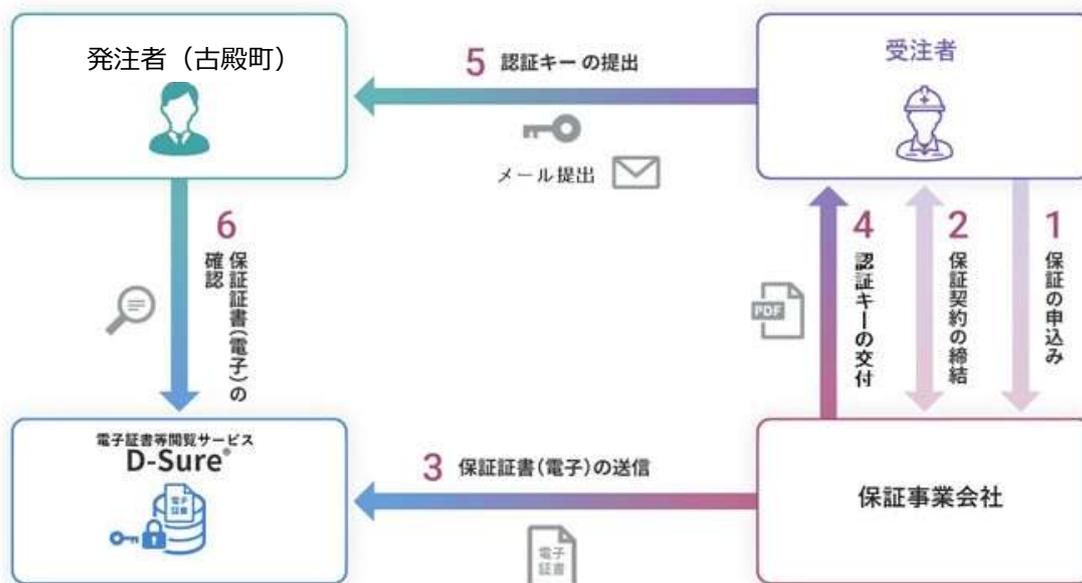
令和6年7月1日以降に締結する建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託

※電子保証の運用開始後も、従来どおり紙による保証証書の提出も可能です。

2. 電子保証の対象

- ・契約保証
- ・前払金保証
- ・中間前払金保証

3. 電子保証のフロー



(1) 認証キーの提出方法

保証事業会社から発行された『電子保証に係る「認証キー」のお知らせ』を発注者（担当課）へ電子メール又は紙で提出してください。

4. その他

電子証書を、紙もしくはメールにより提出した場合は、保証証書の提出として認められませんのでご注意ください。